

「施策」総括票

施策展開	5-(3)-イ	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進
施策	①心の教育の充実	
対応する 主な課題	○不登校児童生徒の増加やいじめ行為の発生等、懸念される状況もあることから、道徳教育の充実や、ボランティア活動、自然体験活動などの様々な体験を通じて、生命を尊重し、他人への思いやりを深め、豊かな感性に満ちあふれる人格形成に向けた取組を強化する必要がある。	
関係部等	教育庁	

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算額	推進状況	活動概要
○青少年の自立支援				
1	教育相談・就学支援事業(県立学校)	5,329	大幅遅れ	○教育相談・就学支援事業については、社会福祉士、臨床心理士等の有資格者が少なく、5名の採用にとどまったため、計画した15校中、5校しか就学支援員を配置できず、大幅遅れとなった。(1) ○小中学校166校、県立高校50校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の不登校やいじめ等、問題行動の解決と未然防止を図った。(2、3) ○中学生いきいきサポート相談員を43校へ1名ずつ配置し、829人の生徒に対する支援を行った。(6)
2	スクールカウンセラー配置事業(県立高校)	12,994	順調	
3	スクールカウンセラーの配置(小中学校)	121,961	順調	
4	スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)	22,686	順調	
5	「中一ギャップ」対策事業	16,334	順調	
6	中学生いきいきサポート事業	35,703	順調	
○人権・道徳教育の推進				
7	人権・道徳教育の推進	1,712	順調	○3市町村(3校)において道徳教育研究を行った。(7)

様式2(施策)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	小中高校不登校率	小 0.37% 中 2.60% 高 2.97% (22年)	小 0.41% 中 2.75% 高 3.00% (23年)	小 0.27% 中 2.50% 高 1.66% (28年)	小△0.04ポイント 中△0.15ポイント 高△0.03ポイント	小 0.32% 中 2.74% 高 1.66% (22年)
	状況説明	平成23年度は、前年比で不登校児童生徒が小中高校ともに増加していることから、平成25年度は、学校とスクールカウンセラー等相談員、地域、関係機関と連携した教育相談体制の更なる充実を図り、成果指標の目標値達成を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○青少年の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談・就学支援事業については、社会福祉士、臨床心理士等の有資格者が少なく、5名の採用にとどまったため、計画した15校中、5校しか就学支援員を配置できず、大幅遅れとなった。 ・すべての児童生徒にとって学校生活を有意義で充実したものとするため、いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取組が必要である。 ・不登校については、原因や状態が複雑化、多様化していることから、中学生いきいきサポート相談員やスクールカウンセラー等、関連事業間の連携により、計画的に支援員を配置して支援体制の充実を図る必要がある。 <p>○人権・道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の人権・道徳教育の推進を図るため、平成24年度に行った実践研究を各校にどのように普及させていくかを検討する必要がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○青少年の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化や核家族化、情報化の進展、地域社会の希薄化など、社会環境の変化は、子どもの生活習慣・対人関係にも様々な影響を与えており、教育相談・就学支援事業(県立高校)における平成24年度の個人相談内容は、不登校(60%)、対人関係(17%)、就労(7%)、心身の健康・保健(5%)、非行・不良行為(5%)、家庭環境の問題(2%)、その他(4%)と多様化しているため、支援対象生徒の一人ひとりについて、状況に応じたきめ細かな対応を行う必要がある。 ・本県高校生の不登校のきっかけは、特に「無気力」(30%)及び「あそび非行」(20%)が大部分を占めており、関係機関と連携したカウンセリングの実施により、学ぶ意欲を高めることが必要である。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○青少年の自立支援

- ・教育相談・就学支援事業については、委託業者の公募の際に、スクールカウンセラー等との繋がりが強い業者を選定し、支援員をより多く確保できるよう調整する。また、社会福祉士、臨床心理士等の有資格者が少なく、支援員の確保が困難な場合には、1名の支援員を複数校に配置する等の調整を行う。
- ・いじめ、不登校の未然防止及び解消に向けて、校内研修を活用する等、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方について自覚を深めるとともに、自他の生命を尊重する心の育成を図り、学校とスクールカウンセラー、地域、関係機関等と連携した教育相談体制の更なる充実に努める。
- ・中学生いきいきサポート相談員やスクールカウンセラー等、関連事業間の連携による支援体制の充実に努める。また、各種相談員の採用時に大学などの関係機関へ呼びかけを行い、社会福祉士等の専門性を有する優秀な人材を確保するとともに、各教育事務所との連携を通して、支援が必要な生徒が在籍する学校への優先的な配置を行う。
- ・多様なケースに対応するため、派遣支援員の適切なマッチング、支援員養成研修の開催、教員等に対する校内研修の企画・実施等を推進する。
- ・「無気力」や「あそび非行」がきっかけで不登校になる生徒が多いことから、相談員には臨床心理士等の有資格者のみならず、訪問支援をサポートできる警察職員OBの採用も検討し、多様な支援ができるよう取組の強化を図る。また、家庭訪問等による生徒のニーズに応じた就学支援を担任等と連携して行うことで、就学意欲を高めるとともに、卒業後の進路等についても関心をもたせる。

○人権・道徳教育の推進

- ・報告書作成及び実践発表会の実施により、平成24年度の研究成果の普及に努める。